

## 第7節 教職員の給与

### I 給与改定関係

平成4年度の教職員の給与改定については、平成4年10月8日の県人事委員会の給与勧告に基づき、平成4年12月定例県議会に給与条例の一部改正が提案され、議決・成立したものであり、その概要は次のとおりである。

#### 1 給料関係

##### (1) 給料表の改正

各給料表に定める給料月額が2.45%程度引き上げられたこと。

##### (2) 加算額の改正

教育職給料表（教育職□・高校教育職・小中教育職）の3級である者に対する加算額が、次のように改められたこと。

・教育職□及び高校教育職

5,000円（改正前4,700円）

・小中教育職

5,000円（改正前4,800円）

ただし、教育職給料表□及び高校教育職給料表の3級16号給（直前の級号給が2級31号給であった場合に限り。）にあつては、6,000円（改正前5,300円）

また、小中教育職給料表の3級19号給（直前の級号給が2級33号給であった場合に限り。）にあつては、6,000円（改正前5,300円）同じく3級21号給（直前の級号給が2級36号給であった場合に限り。）にあつては、6,600円（改正前5,900円）同じく3級22号給（直前の級号給が2級38号給であった場合に限り。）にあつては、8,400円（改正前7,800円）

#### 2 諸手当関係

##### (1) 初任給調整手当

医師に支給される当該手当の支給限度額が、285,000円（改正前276,000円）に改められたこと。

##### (2) 扶養手当

当該手当の支給範囲が、「子、孫及び弟妹」について次のように改められたこと。

・22歳（改正前18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

##### (3) 調整手当

調整手当の支給割合が、次のように改められたこと。

・東京都（特別区）

12/100（改正前10/100）

ただし、平成5年4月1日から平成6年3月31日の間においては11/100

・岸和田市等7市1町

6/100（改正前10/100）

ただし、平成5年4月1日から平成14年3月31日の間においては経過措置あり

##### (4) 住居手当

借家等職員に対する手当の月額が、次のように改められたこと。

ア 家賃等の額が9,001円～20,000円の場合

手当額＝家賃等の額－9,000円

（改正前）

家賃等の額が8,001円～18,000円の場合

手当額＝家賃等の額－8,000円

イ 家賃等の額が20,001円～49,999円の場合

手当額＝（家賃等の額－20,000円）×1/2＋11,000円

（改正前）

家賃等の額が18,001円～43,999円の場合

手当額＝（家賃等の額－18,000円）×1/2＋10,000円

ウ 家賃等の額が50,000円以上

手当額＝すべて26,000円

（改正前）

家賃等の額が44,000円以上

手当額＝すべて23,000円

##### (5) 特殊勤務手当

舎監業務職員の手当

勤務1回当たりの手当額が、次のように改められたこと。

・指定学校、養畜、養蚕についての実習を伴う舎監業務  
5,600円（改正前5,100円）

ただし、土曜日又はこれに相当する日の午後における勤務  
2,800円（改正前2,550円）

・その他の舎監業務

4,400円（改正前3,800円）

ただし、土曜日又はこれに相当する日の午後における勤務  
2,200円（改正前1,900円）

・1か月当たりの支給限度額

66,000円（改正前57,000円）

##### (6) 宿日直手当

勤務1回当たりの手当額が、次のように改められたこと。

・宿直・日直手当

4,400円（改正前3,800円）

・5時間未満の勤務

2,200円（改正前1,900円）

### 3 その他の改正事項等

#### (1) 期末、勤勉手当に係る加算措置について

ア 加算割合が100分の10となる次の職員について一部改められたこと。

教育職□・高校教育職・小中教育職給料表を適用する職務の級が2級の職員の給与算定上の経験年数

・大学卒 26年以上（改正前27年以上）

・短大卒 28年以上（改正前29年以上）

・高校卒 30年以上（改正前31年以上）

イ 加算割合が100分の5となる次の職員について一部改められたこと。

教育職□・高校教育職・小中教育職給料表を適用する